

地域との協働による 公園の維持管理・運営手法

令和8年2月21日
佐伯区維持管理課

公園の維持管理・運営手法

指定管理者制度

自治体に代わり、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等が公園の維持管理運営(利用調整、利用促進、施設管理等)を行う制度。

公園清掃等報奨金制度

公園の清掃及び除草等の清掃等活動を自発的に行う団体に対し、報奨金を交付することにより、その円滑な運営を図り、安全で快適な公園の利用を確保するとともに公園愛護思想の高揚を図ることを目的とする制度。

その他

Park-PFI、小さなエリアマネジメント など

指定管理者制度とは

目的

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公共施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図る。

導入する施設

区民文化センター、スポーツセンター、福祉センター、市営住宅、駐輪場、**公園**など

指定期間

原則5年間(指定期間が終了すると更に5年の更新が可能)

指定管理者制度とは

佐伯区内の事例(街区公園9箇所、近隣公園1箇所)

施設名	指定管理者	指定期間	指定管理料 【指定期間分】 (単位:千円)
五月が丘第六公園	若竹会	R4.4.1~R9.3.31	1,040
石内流通第一公園	広島市佐伯区ゲートボール連合	R4.4.1~R9.3.31	3,365
美鈴が丘南第五公園	美鈴クリーンボランティア	R4.4.1~R9.3.31	2,485
美鈴が丘西第一公園	美鈴が丘学区シニアクラブ	R4.4.1~R9.3.31	1,740
美鈴が丘西第三公園	美鈴が丘学区シニアクラブ	R4.4.1~R9.3.31	420
美鈴が丘西第四公園	美鈴が丘学区シニアクラブ	R4.4.1~R9.3.31	610
月見台第二公園	月見台町内会	R4.4.1~R9.3.31	1,070
月見台第三公園	月見台町内会	R4.4.1~R9.3.31	520
屋代第一公園	月見台町内会	R4.4.1~R9.3.31	460
佐伯運動公園	三栄パブリックサービス(株)【公募】	R7.4.1~R12.3.31	193,351

指定管理者制度とは

広島市と指定管理者の業務分担例

項目	内容		区分		備考
			広島市	指定管理者	
公園の管理運営	利用調整	施設案内		○	
		利用指導		○	
		苦情対応		○	
	利用促進	事業実施		○	
		宣伝広報		○	
	災害時等の対応	緊急対応		○	※1
復旧作業		○		※1	
公園の維持管理	施設管理	保守管理(法定点検等)		○	※2
		維持管理(清掃、除草等)		○	※3
		施設修繕	○		※4
		施設整備	○		
	植物管理	樹木、芝生等の維持管理		○	※5
公園の法的管理	許認可等	設置管理許可	○		
		占用許可	○		
		行為の許可等	○		

※ その他この表に定めのない事項、疑義が生じる場合は、必要に応じて広島市と指定管理者で協議を行う。

※1 緊急時には、相互に協力し合う。

※2 浄化槽の法定点検等

※3 現行の街区公園清掃等報奨金交付制度で行っている維持管理業務の範囲(清掃、除草、巡回)に、便所清掃・側溝の泥上げ・ごみ処分等の業務を加える。

※4 基本的には、公園施設(遊具を含む。)の修繕は、広島市で行う。ただし、簡易なものは除く。

※5 剪定・かん水等

Park-PFIとは

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化したことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

Park-PFIとは

都道府県別活用状況(一部抜粋)

公園所在都道府県	公園管理者	公園名	公園所在都道府県	公園管理者	公園名	公園所在都道府県	公園管理者	公園名			
静岡県 (5)	静岡市 (2)	城北公園	大阪府 (13)	大阪府 (2)	住吉公園	福岡県 (14)	福岡県 (3)	天神中央公園			
		清水船越堤公園			りんくう公園			大濑公園			
	浜松市	万斛庄屋公園		大阪市	難波宮跡公園			北九州市 (2)	勝山公園		
	湖西市	新居弁天公園		堺市 (4)	大仙公園 (いこいの広場)		到津の森公園				
	伊豆の国市	狩野川神島公園			大仙公園 (旧大仙公園事務所)		福岡市 (6)	東平尾公園 (大谷広場)			
愛知県 (2)		小幡緑地			原池公園			清流公園			
愛知県 (12)	愛知県 (2)	あいち健康の森公園			水質池公園			久留米市	中央公園		
		名古屋市 (3)		久屋大通公園	岸和田市				大門公園	新宮町	新宮ふれあいの丘公園
	名古屋市 (3)	徳川園		吹田市 (3)	桃山公園				国土交通省		海の中道海浜公園
		鶴舞公園			江坂公園						佐賀県
	豊川市	赤塚山公園			枚方市		王仁公園		長崎県 (2)	佐世保市	
	津島市	天王川公園		東大阪市			花園中央公園				平戸市
	三重県 (3)	三重県		ダイセーフレストパーク (鈴鹿青少年の森)	神戸市 (2)		海浜公園		大分県 (4)	別府市 (4)	別府公園
			津市	中勢グリーンパーク			東遊園地				鉄輪地獄地帯公園
		四日市市	中央緑地	兵庫県 (3)	国土交通省	国営明石海峡公園 (淡路地区) I期	春木川公園				
			滋賀県 (2)			びわこ地球市民の森					奈良県 (2)
	滋賀県 (4)	滋賀県 (2)	びわこ文化公園	和歌山県 (2)	和歌山市 (2)	本町公園	宮崎県 (2)	宮崎市	栄町街区公園		
			大津市			大津湖岸なぎさ公園			道の駅四季の郷公園	延岡市	城山公園
彦根市		金亀公園	岡山県	岡山市	北長瀬未来ふれあい総合公園	鹿児島県	鹿児島市	加治屋まちの杜公園			
京都府 (4)	京都市 (2)	大宮交通公園	広島県 (5)	広島市 (3)	広島県立びんご運動公園	沖縄県 (8)	那覇市 (2)	漫湖公園			
		南岩本公園			中央公園 (旧広島市民球場跡地)			浦添市	経塚公園		
	舞鶴市	舞鶴赤れんがパーク			中央公園 (広場エリア等)				名護市	21世紀の森	
	京田辺市	田辺公園	中央公園 (広島城三の丸)	福山市	中央公園			糸満市		南浜公園	
香川県		高松市	中央公園	高知県 (2)	高知県				五台山公園	沖縄市	コザ運動公園
											北谷町
										与那原町	与那古浜公園

※ 公算設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類
 ※ 赤字は公算対象施設が供用している公園 (一部供用も含む) 【105公園】
 ※ 令和7年3月31日時点で不調や事業者の撤退等の事業は掲載していない。

(令和7年3月31日時点・国土交通省調べ)

小さなエリアマネジメントとは



街区公園等の利用に関する規制(公園内で行う営利活動)を一部緩和して地域の主体的なまちづくり活動を支援します!!

1 制度の目的
 ◎住民主体のにぎわいづくり活動の活性化
 ◎地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化

2 できること
 (規制緩和の内容)
 ◎物品販売等を主目的とする営利活動
 例: バザー、産直市、グルメフェア etc.
 ◎自動販売機を設置※
 例: 清涼飲料水の自動販売機

指定管理者制度の自主事業
 ◎公園改良の提案※
 例: 芝生やウッドデッキの整備 etc.
 ○公園使用料・占用料を免除します!
 ※前年度又は直近1年以内にお祭り等のにぎわいづくりイベント(公園使用許可を伴うもの)の2回以上の実施が要件

3 お約束いただくこと
 ◎住民主体のまちづくり活動として地域のにぎわいづくりのために行うこと
 ◎本制度に基づく活動による収益の全てを町内会等の活動費に充てること
 ◎近隣・地域住民の同意を得ること

4 申請できる団体・場所
 【団体】町内会・自治会、連合町内会・自治会、地区・学区社会福祉協議会、ひろしまLMO など
 【場所】町内会等の区域内にある街区公園

相談・問合せ・申請先
 各区役所地域起し推進課・維持管理課
 まずは地域起し推進課へ御相談ください!
 ※制度の詳細はパンフレット・手引きを御覧ください。



詳しくはホームページへ!

<制度の内容(一覧表)>

	②営利イベントの実施	①自動販売機の設置	③公園改良
制度の目的	住民主体のにぎわいづくりの活性化 地域活動の財源確保		
規制緩和の内容	物品販売等を主目的とする営利活動の実施	自動販売機(清涼飲料水)の設置	公園施設設置・管理許可 ※指定管理期間内に限る
手続き	公園施設の使用許可	公園施設設置・管理許可	①公園施設設置・管理許可 ②指定管理者制度の事業計画変更
使用料・占用料	免除		
制度活用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生しうる場合等は、近隣・地域住民の同意を得ていること 		
対象施設	街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地		
申請要件	組織	町内会等 ①単位町内会・自治会 ②連合町内会・自治会又は地区・学区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体(例:ひろしまLMO)	
	維持管理実績	なし (※対象施設を管理していない町内会等も対象)	対象施設の 公園清掃等報奨金制度利用団体 又は 指定管理者 (申請者の構成団体が該当する場合も可)
	活動実績	なし	前年度又は直近1年以内に、 にぎわいづくりイベントを2回以上実施(継続申請は、前年度2回実施) している。
手続き窓口	区地域起し推進課	<ul style="list-style-type: none"> 申請への相談対応 申請要件の確認 副申書の発行等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理に係る事業計画作成への相談対応 維持管理課と協議調整 副申書の発行等
	区維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> 公園使用許可、公園施設設置・管理許可等 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置管理許可、占用許可等 指定管理に係る各種手続き

制度の比較

項目	指定管理者制度	公園清掃等報奨金制度	Park-PFI	小さなエリアマネジメント
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用調整 ・利用促進 ・災害時の緊急対応 ○公園の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理 (点検、清掃、除草等) ・植物管理 	公園の清掃、除草、巡回	都市公園における飲食店、売店等の公園施設の設置・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・物品販売等を主目的とする営利活動 ・自動販売機の設置 ・公園改良の提案
期間	原則5年	期限なし	最長20年	期限なし
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が利用調整できる。 ・指定管理料の範囲内で、指定管理者が施設管理や植物管理などができる。 ・5年間続ける必要がある。 ・事務処理が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金が交付される。 ・公園面積に応じた金額となる。(限度額有り) 	<p>【公園管理者側】 民間による効果的・効率的な公園の再整備が促進される。</p> <p>【事業者側】 公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能。</p> <p>【公園利用者側】 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる。</p> <p>・民間の業務状況を把握して指導しなければ、公共サービスの品質低下を招く可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のにぎわいづくり活動が活性化する。 ・地域活動の財源確保につながる。 ・地域のにぎわいづくりのために行わなければならない。 ・収益のすべてを町内会等の活動費に充てる必要がある。 ・近隣・地域住民の同意が必要。 ・管理エリアが限定的となる。
本市の事例	佐伯区で9公園	佐伯区で107公園(85団体)	広島市で3件 ・中央公園 旧市民球場跡地 広場エリア等 広島城三の丸	広島市で45件 (佐伯区の事例無し)